

コンプライアンスチーム規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「本委員会」という）倫理規程第7条に基づいて設置された、コンプライアンスチームについて必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本委員会は本委員会倫理規程第7条に基づき、コンプライアンスチームを設置する。

(定義)

第3条 本規程でコンプライアンスとは、法令(行政上の通達・指針等を含む)、本委員会における各種規則、取引に関わる契約・約款、その他デフリンピックに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(メンバー)

第4条 コンプライアンスチームを構成するメンバー（以下「メンバー」という）は、本委員会において、委員長を除く委員又は外部の弁護士、公認会計士、学識経験者等の中から3名以上を選任し、リーダーは本委員会の委員の中から1名を選任する。ただし、委員及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

2 副リーダーは、コンプライアンスチームにおいてメンバーの中から1名を選任する。

3 コンプライアンスチームは、リーダーが招集し、メンバーの3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議長はリーダーとする。

5 リーダーに事故があったとき又はリーダーが欠けたときは、リーダーが予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議事項は出席したメンバーの過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 コンプライアンスチームが必要と認めたときは、メンバー以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 コンプライアンスチームの審議は原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 コンプライアンスチームは、次に掲げる事項及び本委員会から諮問された事項を審議し、本委員会に意見を具申するものとする。

① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

- ② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
 - ③ 本委員会役職員等の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項
 - ④ 通報相談窓口の運営に関する事項
 - ⑤ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項
- (議事録)

第6条 コンプライアンスチームの議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、リーダー及び副リーダーに指名されたメンバー1名の合計2名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果については、本委員会において速やかに報告されるものとする。

(任期)

第7条 メンバーの任期は、本委員会規約第10条に定めのある役員の任期によるものとし、学識経験者にあつてはメンバーに選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の本委員会の日までとする。

(守秘義務)

第8条 メンバーは、コンプライアンスチームの審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 コンプライアンスチームの事務は本委員会の事務局が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022年(令和4年)11月13日から施行する。